答 申 書

(答申第 201 号)

平成 27 年 8 月 13 日

1 審査会の結論

実施機関は異議申立人からの開示請求に対し、別紙1に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の 部分を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨 省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書(以下「本件公文書」という。)は、〇〇〇〇で発生した家族殺害事件に係る被疑者に関し、平成〇年〇月当時、児童相談所が家庭内暴力を疑う通報を受けた際の対応が分かる一切の文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件公文書が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)及び同項第3号に規定する非開示情報(以下「3号情報」という。)に該当するとして、非開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、一部を開示する決定を求めていることから、本件公文書を非開示とすることの妥当性について判断することとする。

(3) 1 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 1 号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記録されている情報は、当該被疑者及び家族に関する児童相談所の相談 記録であることから、個人に関する情報であり、通常他人に知られたくないと認められるものである と主張する。

また、これを開示すると、すでに報道されている情報と照合することにより、特定の個人に係る過去の相談内容が識別され得るものであり、通常他人に知られたくないと認められ、1号情報に該当すると主張する。

ウ 本件公文書は当該被疑者の児童相談所における過去の相談記録であり、保護者の氏名、住所、家族 構成、相談経過、面接記録、生活状況、心理判定結果、総合判断など、保護者及び児童に係る個人情 報の一切が記録されている。

これらの情報は、特定の個人であると明らかに識別され、又は識別される可能性のある情報であり、一般にこのような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

エ しかし、本件においては、報道機関等により広く報道されており、実施機関への取材も行われているなど社会的関心が特に高いという事案の重大性を考慮する必要がある。

そのため、本件公文書に記録されている情報のうち、別紙1に掲げる内容で相談経路、日付及び決裁欄以外は、実施機関において報道機関等に提供され、広く報道されていることから、公知の事項であり情報を秘匿する利益は存在しないので、1号情報に該当しない。

また、実施機関が明らかとした情報ではないが、相談経路については新聞等で周知の事実であり、 日付についても年月まで明らかとなっている状態では、通常他人に知られたくないとする情報には 当たらないため1号情報に該当しない。

その他に、職員の印影については、公務員の職務の遂行に係る情報であることから1号情報には該当しない。

もっとも、本件公文書は総括表として経過の概要を記録した A1 票と個人情報の一切の記録を詳細に記した A1 票以外に分かれる。A1 票以外は全体として相互に関連性を有する一体不可分の情報であるため、1 号情報に該当すると認められ、条例第 10 条第 3 項に基づく一部開示はできないものと判断される。

(4) 3号情報の該当性について

- ア 条例第10条第1項第3号は、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報を非開示情報として定めている。
- イ 実施機関は、本件公文書に記録されている情報は、事件の被疑者に関する過去の相談記録であり、 開示請求当時はまだ家庭裁判所の審判が開かれていない状態であったため、これを開示すると、捜査 及び審判に支障が生ずる恐れがあったと主張する。

また、本件処分を行った時点においても、抗告期間等があることから、一連の手続きに支障が生ずる恐れがあり、3号情報に該当すると主張する。

ウ この点、本件においては、平成〇年〇月〇日に当該被疑者に対する家庭裁判所の処分が決定し、そ の後抗告期間に抗告の申立てが行われず、処分が確定していることが認められる。

そのため、現時点においては本件公文書を公開しても犯罪の捜査又は事件の審判に支障が生ずる 恐れがあるとは認められず、本件処分において非開示とされた情報は、3号情報に該当しない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

- ア 異議申立人は、本件は社会的関心が大きく、再発防止のため児童相談所の対応の適正性を検証する 必要があることから、本件公文書を開示すべきである旨主張する。
- イ しかしながら、本件公文書が別紙1に掲げる部分を除き 1 号情報に該当すると認められることは 上記(3)のとおりである。道民の事件への関心が大きいことや、行政の対応の是非について議論す べきことがあり得ることを否定するものではないが、そのことは条例第10条第1項各号に定める非 開示情報を開示すべき理由には当たらない。異議申立人の主張する内容については、行政及び社会に おいて必要な議論を尽くした上で対応すべき事柄である。

したがって、異議申立人の主張を採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過			
平成27年2月5日	○ 諮問書の受理(諮問番号477) ○ 実施機関から関係書類(①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写 し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公 文書の写し)の提出			
平成27年2月12日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託			
平成27年3月26日	○ 異議申立人から意見書の提出			
平成27年4月17日 (第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取○ 異議申立人による意見陳述の実施○ 審議			
平成27年5月12日 (第一部会)	○審議			
平成27年7月10日 (第一部会)	○ 答申案骨子審議			
平成27年7月30日 (第81回全体会)				
平成27年8月13日	○ 答申			

本件対象公文書のうち非開示情報に該当しない部分

別紙1

	開示すべき項目		開示すべき部分
	児童相談所が保有する当該被疑者に		
	係る児童票 A1 票		
1		親権者欄現住所	1文字目から6文字目まで
2		保護者欄住所	1文字目から6文字目まで
3		受理年月日欄	全て
4		相談経路巡相区分欄	全て
5		相談種別欄	全て
6		相談細目欄	全て
7		処遇年月日欄	全て
8		処遇事項欄	全て
9		処遇内容	1番目及び2番目1行目
10		決裁欄	全て